

令和 3 年度鴨川市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 736,743 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,796,167 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 4 月 26 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		18,491	16,938	35,429
	1 分担金	0	16,938	16,938
15 国庫支出金		1,445,978	177,319	1,623,297
	2 国庫補助金	349,190	177,319	526,509
16 県支出金		1,001,556	21,692	1,023,248
	1 県負担金	569,645	3,955	573,600
	2 県補助金	333,282	17,737	351,019
19 繰入金		607,125	287,629	894,754
	2 基金繰入金	606,562	287,186	893,748
	3 財産区繰入金	0	443	443
21 諸収入		319,281	3,565	322,846
	4 雑入	225,367	3,565	228,932
22 市債		653,380	229,600	882,980
	1 市債	653,380	229,600	882,980
歳入合計		15,059,424	736,743	15,796,167

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,600,662	75,734	2,676,396
	1 総務管理費	2,211,319	75,734	2,287,053
3 民生費		5,698,753	2,046	5,700,799
	1 社会福祉費	2,993,979	2,046	2,996,025
4 衛生費		1,531,317	20,390	1,551,707
	1 保健衛生費	495,026	3,200	498,226
	2 清掃費	745,249	14,550	759,799
	4 病院費	241,042	2,640	243,682
6 農林水産業費		519,347	83,747	603,094
	1 農業費	456,413	2,787	459,200
	2 林業費	38,463	4,638	43,101
	3 水産業費	24,471	76,322	100,793
7 商工費		238,233	101,067	339,300
	1 商工費	238,233	101,067	339,300
8 土木費		301,897	424,510	726,407
	2 道路橋梁費	78,637	415,510	494,147
	5 住宅費	12,416	9,000	21,416
10 教育費		1,100,370	25,249	1,125,619

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	172,254	△ 877	171,377
	2 小学校費	188,987	2,032	191,019
	3 中学校費	111,818	755	112,573
	5 社会教育費	196,100	1,564	197,664
	6 保健体育費	431,211	21,775	452,986
11 災害復旧費		0	4,000	4,000
	1 農林水産施設災害復旧費	0	4,000	4,000
歳出	合計	15,059,424	736,743	15,796,167

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
LED街路灯リース料	自 令和3年度 至 令和13年度	87,880
小学校校務支援システムライセンス使用料	自 令和3年度 至 令和8年度	38,608
中学校校務支援システムライセンス使用料	自 令和3年度 至 令和8年度	14,336

第3表 地方債

追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁港整備事業	32,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機関資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。
地方道路等整備事業	21,600			
幹線市道整備事業	104,100			
道路適正管理推進事業	54,800			
道路メンテナンス事業	13,800			
農林水産施設過年発生単独災害復旧事業	2,600			
計	229,600			